

## 令和 7 年度漁業動画制作業務仕様書

## 1 業務の名称

令和 7 年度漁業動画制作業務

## 2 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

## 3 委託者

下関市（以下「甲」という。）

## 4 業務の目的

子どもたちが「下関の漁業」に興味を持つきっかけとなるよう、地域ごとに異なる特徴を持つ「下関の漁業」を紹介・PRする動画を制作し、次世代の漁業担い手確保に向けた土台づくりを目的とする。

なお、制作した動画は、市ホームページにおいて公開するとともに、小学校の授業や児童の自主学習（動画で調べる学習）など、市内小学生の ICT 教育において活用することを想定している。

## 5 制作物（漁業動画）

ターゲット	市内小学校 3 年生以上
動画制作本数	7 本
動画のテーマ	①沿岸漁業（彦島～吉母地域） ②沿岸漁業（瀬戸内海地域） ③沿岸漁業（豊浦地域） ④沿岸漁業（豊北地域） ⑤沖合底びき網漁業 ⑥栽培漁業 ⑦漁獲物の流通（漁獲→市場→小売・飲食店）
再生時間	動画 1 本あたり 3～5 分 ※①～⑦で再生時間が異なっても可
動画形式	・MP 4 形式 ・フルHD（解像度：1,920×1,080 ピクセル）
その他	実写、アニメーション、CG など映像の種類は問わない

## ○各動画の内容

## ①沿岸漁業（彦島～吉母地域）

当該地域で行われている漁業種類「採貝・採藻」、「定置網」、「中型まき網」「一本釣り」、「小型底びき網」、「延縄」、「わかめ養殖」を紹介・PRし、このうち「定置網」の一種である蓋井島の「大型定置網」に重点を置いた内容。

②沿岸漁業（瀬戸内海地域）

当該地域で行われている漁業種類「かご」、「たこ壺」、「建網」、「採藻」、「のり養殖」を紹介・PRし、このうち「のり養殖」に重点を置いた内容。

③沿岸漁業（豊浦地域）

当該地域で行われている漁業種類「採貝・採藻」、「延縄」、「一本釣り」、「建網」、「かご」を紹介・PRし、このうち「採貝・採藻」の一種である「素潜り」に重点を置いた内容。

④沿岸漁業（豊北地域）

当該地域で行われている漁業種類「一本釣り」、「棒受網」、「採貝・採藻」、「延縄」、「建網」を紹介・PRし、このうち「一本釣り」の一種である「イカ釣り」に重点を置いた内容。

⑤沖合底びき網漁業

沖合底びき網漁業及び漁業支援アプリによる市場との連携を紹介・PRする内容。なお、沖合底びき網漁業の出漁時（漁獲時）の動画データについては、甲から受託者（以下「乙」という。）へ提供可能。

※提供可能な動画データ

下関漁港ホームページにおいて公開中の沖合底びき網漁業動画の元データ  
([https://shimonoseki-gyokou.com/fishery\\_sokobiki.php](https://shimonoseki-gyokou.com/fishery_sokobiki.php))

⑥栽培漁業

下関市栽培漁業センターにおける種苗の中間育成や放流指導など栽培漁業に関する取組を紹介・PRする内容。

⑦漁獲物の流通（漁獲→市場→小売・飲食店）

漁獲から下関漁港地方卸売市場のセリを経て、漁獲物が消費者に届くまでの流れを紹介・PRする内容。

※①～④の重点を置いて紹介・PRする漁業種類は、事情により変更となる可能性があるが、その場合は甲から代替の漁業種類を提示する。

## 6 業務内容

### (1) 企画・構成

プロポーザルにおける提案内容を基に、甲乙協議のうえ、乙は動画台本（シナリオや構成）を作成する。また、適宜甲と連絡を取り合い、甲からの内容の修正依頼に対応すること。なお、校正は最低でも1回以上行うこと。

### (2) 映像制作

動画台本に基づき、実写撮影又はアニメーション制作などにより必要な映像制作を行う。なお、映像素材の使用については、本業務内のみとし、二次利用を禁じる。また、次の事項は、本業務内容に含むものとする。

- ・資料や素材の収集
- ・著作権や肖像権について必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影場所及び撮影方法に係る交渉・許可

なお、沿岸漁業に係る重点を置きPRする漁業種類の出演に関する漁業協同

組合等の選定及び事前通知については市が行う。

- ・撮影に必要な費用の負担

### (3) 編集

制作した映像に、音楽、ナレーション、テロップを挿入する等の編集作業を行う。なお、テロップの漢字については、必要に応じてふりがなを振ること。

また、動画完成までの間に、甲による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

### (4) その他

- ・成果品（漁業動画を制作するための映像、写真、記事などを含む）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条で規定する権利を含む。）、使用権は甲に帰属する。著名人等を起用する場合は、甲が当該漁業動画を永続的に使用できるように肖像権等について許可を得ること。
- ・第三者が権利を有する映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次的使用を含めた使用の許可を得たうえで使用し、必要となる手続き及び使用料の負担等は乙が行うこと。
- ・著作権、肖像権など制作動画について、第三者と紛争が生じた場合には、乙の責任と費用負担において解決すること。

## 7 打合せ協議

適宜本業務に係る打合せ協議を下関市内にて対面により行う。やむを得ない場合に限り、リモートによる協議も可とする。

## 8 成果報告書の提出

業務の実施を完了したときは、次に掲げる成果品を添えて、成果報告書を提出すること。

### ○成果品

- (1) 制作した漁業動画7本が保存されたブルーレイディスク：1枚  
ブルーレイディスクは、一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、ブルーレイディスクドライブ付きのパソコンで複製が可能な形式とすること。
- (2) 制作した漁業動画7本が保存されたDVD：1枚  
DVDは、一般的な家庭用DVDプレーヤーで再生でき、DVD-Rドライブ付きのパソコンで複製が可能な形式とすること。
- (3) 制作した漁業動画7本（市HP公開用）が保存された電子媒体：1部
- (4) 市HP公開用のサムネイル画像7点及び漁業動画に使用した素材（映像・画像データ）が保存された電子媒体：1部
- (5) 編集作業前の映像データ一式 ※提出方法は甲乙協議のうえ決定。

## 9 その他の留意事項

- (1) 業務の進捗を管理する責任者を1人配置すること。
- (2) 関係機関と連携し、必要な情報の提供など十分に配慮すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

【参考】

○沿岸漁業（地域ごとの漁業種類）

※出典：令和5年下関市水産統計年報

	地域	漁業種類	主な魚種	主な漁期
①	彦島～吉母	採貝・採藻※1	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカメ、ヒジキ等	素潜り 7～9月頃 磯見 年中実施
		定置網※2	イワシ、アジ、サバ、ブリ・ヒラマサ、イカ、マダイ等	年中実施
		中型まき網※3	サバ、アジ、イワシ等	5～11月頃
		一本釣り (曳縄含む) ※4	サワラ、アジ、ブリ・ヒラマサ等	年中実施
		小型底びき網※5	エビ、アジ、ヒラメ、マダイ、エソ、イカ、ガザミ等	年中実施
		延縄※6	フグ、アマダイ、クエ等	フグ 10～3月頃 アマダイ 12～6月頃 クエ 9～12月頃
		わかめ養殖※7		12～2月頃収穫
②	瀬戸内海	かご※8	イカ、タコ、ガザミ、カサゴ等	年中実施
		たこ壺 ※9	タコ	年中実施
		建網 ※10	クロダイ、カサゴ、ナマコ、ハモ等	年中実施
		採藻	アカモク、ワカメ、ヒジキ等	磯見 2～6月頃
		のり養殖 ※11		12～2月頃収穫
③	豊浦	採貝・採藻	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカメ、ヒジキ等	素潜り 7～9月頃
		延縄	フグ、アマダイ、クエ等	フグ 10～3月頃 アマダイ 3～5月頃 クエ 11～2月頃
		一本釣り (曳縄含む)	ブリ・ヒラマサ、アジ、サワラ、イサキ等	年中実施
		建網	マダイ、クロダイ、サザエ、カサゴ、キジハタ等	3～6月頃 8～11月頃
		かご	タコ等	2～7月頃
④	豊北	一本釣り (曳縄含む)	ブリ・ヒラマサ、マグロ、サワラ、イサキ等	年中実施
		イカ釣※12	イカ	タンポ 3～5月頃 9～11月頃 夜焚き 4～9月頃
		棒受網※13	イワシ等	5～11月頃
		採貝・採藻	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカメ、ヒジキ等	素潜り 7～9月頃 磯見 年中実施

	延縄	クエ、アマダイ等	クエ 11～2 月頃 アマダイ 2～6 月頃
	建網	ブリ・ヒラマサ、カワハギ、イシダイ、イサキ等	年中実施

- ※1 採貝・採藻・・・主に海に潜って獲る「素潜り」、船の上から箱めがねを使い海底を見て、矛によって貝類や海藻類を獲る「磯見」の2種類がある。
- ※2 定置網・・・・・・沿岸を回遊する魚を遮る「垣網」と、それに誘導された魚が入る「身網（袋網）」を設置し誘導された魚を獲る漁法。
- ※3 中型まき網・・・網を積んだ本船、魚群を探す探索船（灯船）、獲った魚を運ぶ運搬船で船団を組み、回遊する魚の群れを巨大な網で囲い込み、網を引く漁法。
- ※4 一本釣り・・・・・・漁船の上から竿や手により、疑似餌や生餌を用いて魚を獲る漁法。（曳縄含む）
- ※5 小型底びき網・・・漁船1隻により海底付近を網でひき、魚やエビ、カニを獲る漁法。
- ※6 延縄・・・・・・浮きと浮きの間につるした長いロープにたくさんの釣り糸、釣り針をつけて海中に入れ魚を獲る漁法。
- ※7 わかめ養殖・・・春から秋にかけて、ワカメの胞子を細い長い糸に付着させるタネ糸作り、ロープへのタネ糸巻き付け、海上での育成等を経て、12月頃から収穫。
- ※8 かご・・・・・・イワシやサバなどの餌を入れて海中に数十個ほどカゴを仕掛け、翌日に引き揚げイカ、タコ、カニ等を獲る漁法。
- ※9 たこ壺・・・・・・昼間にタコが狭い穴や岩陰に身を潜める習性を利用し、海中に数十個ほどたこ壺を仕掛け、翌日に引揚げて獲る漁法。
- ※10 建網・・・・・・魚の遊泳する通路を遮断するように平面状の網を仕掛け、網に絡まった魚を獲る漁法。
- ※11 のり養殖・・・・・・10月頃に購入したノリのタネを網へ付着させ、海上での育成等を経て、12月頃から収穫。
- ※12 イカ釣り・・・・・・「イカタンポ流し」及び「夜焚き」の2種類の漁法がある。  
「イカタンポ流し」は、浮きの下にイカ釣り用の疑似餌を取付けた仕掛けを、海底ぎりぎりを流れるように仕掛けの長さを調節し海中に投入。約30分潮の流れにまかせて流し、浮きが波で上下に揺れることにより、疑似餌がイカを誘う動きをし、イカを獲る漁法。  
「夜焚き」は、夜間に集魚灯を灯し、集まるイカを疑似餌により獲る漁法。
- ※13 棒受網・・・・・・海中に敷設した網の上に、集魚灯を使い魚群を集めてすくい獲る漁法。

## ○沖合底びき網漁業

漁船2隻が1組(1ヶ統)となり、萩市見島沖合から長崎県対馬周辺までの海域で操業する底びき網漁業。下関漁港を根拠地として、6ヶ統(12隻)が操業しており、お盆が明けた8月16日に漁を解禁し、翌年5月末までの約9か月間の操業期間に水揚げ量日本一のアンコウやノドグロのほか、タイ類、カレイ類、イカ類を中心に約150種に及ぶ多彩な魚を下関漁港に水揚。

### ・漁業支援アプリ

沖で獲れた魚種や数量、水揚げ予想金額、位置情報、帰港時間等を漁船、漁業会社及び市場関係者にて情報共有できるアプリ。

## ○下関市栽培漁業センター

下関市栽培漁業センターでは、アワビ、アカウニ、クルマエビ、ガザミ、キジハタ種苗を外敵から身を守るサイズになるまで育成している。なお、育成した種苗は、漁業者自らが適切な場所へ放流することで水産資源の維持・増大を図っている。

種 苗	育成期間	放流時期
アワビ	6月頃に種苗生産機関より種苗を受け入れ、約1年間育成	4月から7月頃 漁協等へ出荷
アカウニ	4月頃に種苗生産機関(センター種苗生産分含まない)より種苗を受け入れ、約6ヵ月間育成	5月から10月頃 漁協等へ出荷
クルマエビ	7月頃に種苗生産機関より種苗を受け入れ、約1ヵ月間育成	種苗受入から約1ヵ月後に漁協等へ出荷
ガザミ	7月頃に種苗生産機関より種苗を受け入れ、約1週間育成	種苗受入から約1週間後に漁協等へ出荷
キジハタ	8月頃に種苗生産機関より種苗を受け入れ、約1ヵ月間育成	種苗受入から約1ヵ月後に漁協等へ出荷